

令和 年 月 日

国分寺市立第三中学校長 殿

部活動における自転車使用許可願

【自転車使用許可条件】

- 1 顧問の先生が必要と認めた場合の、校外における部活動の移動時の使用に限る。
(再登校のときに使用することはできない)
- 2 ヘルメットを着用し、道路交通法を順守する。
- 3 違反行為(二人乗り、傘さし運転、ながらスマホ、信号・一時停止の無視、並走、スピードの出し過ぎ、無灯火運転、急な飛び出し等)、その他事故につながる危険運転やマナー違反を絶対にしない。
- 4 自転車保険(補償対象が「自分のけが」と「相手への賠償」の2つのもの)に必ず加入する。
- 5 事故、トラブルが生じた場合は、速やかに保護者、顧問、保険会社などへ連絡をする。
- 6 事故の場合は、けがの有無にかかわらず、速やかに周囲の人の協力を仰ぎながら、消防署や警察に連絡をする。

上記の許可条件を厳守しますので、部活動における自転車の使用を許可して下さるようお願いいたします。

_____部

_____年_____組_____番 氏名_____

保護者氏名_____

.....キリトリ.....

部活動における自転車使用許可証

令和 年 月 日

_____様

今年度の部活動における自転車の使用を許可します

国分寺市立第三中学校長 _____ 植 木 淳